

事例 06

ベトナム向けにスギ材の輸出に取り組む事業者 ーコロナ禍で配船が大幅に遅れ再輸出検査で対応ー

【輸出を目指す目的】

相談者は木材を扱う専門業者である。近年、東南アジアをはじめ木材の需要の高まりから海外にも販路を拡大することとした。特にベトナムはシロアリの被害から都市部には木材住宅は少ないものの家具等の木製品の製造が盛んな国であることから輸出先のターゲットの一つとした。

一方、我が国からベトナムに輸出される木材は、主として室内用装飾や家具用としてのケヤキ材やヒノキ材が多く、比較的安価なスギ材の輸出が少ないことから、木製品用のスギ材の輸出を目指すことにした。

当該県は、スギの優良な生産地であるとともに近くには国際貿易港が整備されており、関係者の理解や協力もあることから当地を活用してスギ材の輸出に取り組むこととした。



(ヤードに集積された杉材)

【相談者の抱える課題等】

ベトナム向けスギ材の輸出に当たって、次のような事項が課題となっている。

- ① 輸出するための種々の手続き等が必要と思うが、どこへ、何を、どのタイミングで手続きすれば良いか等、明確には分かっていない。木材を集積するため港湾施設を利用したいがどのような手続きが必要か分からない。
- ② ベトナム向け木材は、輸出前のくん蒸処理は不要と聞いているが、ベトナムの輸入検疫で不合格となった場合、その処理費用は輸出者側が負担することになっていることから、不合格にならないための対策を講じておく必要がある。
- ③ 将来、ベトナム以外の東南アジア諸国にも木材の輸出を目指したいので、

検疫条件等を知っておきたい。

【支援等の内容】

ベトナム向けスギ材の輸出に当たって、関係者が参集したファーストミーティングにおいて専門家から次の説明を行った。

① 植物の輸出に当たっては、輸出先国の検疫条件に従って手続き等を進める必要がある。

② ベトナム向け木材の検疫条件には、中国のような輸出前の消毒処理は求めている。ただし、植物検疫証明書の添付は必要なことから、輸出前に植物防疫所に申請し検査を受ける必要がある。輸出検査では、病虫害や土壌の付着の有無などが検査されるので、虫害材を除去する或いは土壌を洗い流すなどしておくことが望ましい。

輸出検査で虫害材や土壌付着材が発見されると不合格となり植物検疫証明書が取得できない。虫害材の選別や土壌除去については、専門家として現地指導等を行うことが可能である。

③ 港湾施設の利用に当たっては、港湾管理者の承認を得る申請手続きが必要となっているので関係部署を紹介する。また、木材の港湾施設への集積に当たっては、安全対策等の観点から関係者（輸出業者、素材業者、運送業者、港湾管理者等）間の調整を行うことが望ましい。

④ ベトナム以外の国向けスギ材の検疫条件については、輸出先国によって異なる。例えば、韓国向けではマツ材やカラマツ材などは輸入を禁止しているが、スギ材は日本で検査を受けずに輸出できる。台湾向けは植物検疫証明書の添付が必要である。そのほか、事前の輸入許可証（Permit）の取得を求めている国などもある。輸出先国が決まったら、改めて相談いただければ、条件等を説明する。



（専門家による現場指導の様子）



（高圧洗浄機による土壌除去作業）

【輸出に利用するふ頭の概要】

- ① コンテナ岸壁：2 バース、ガントリークレーン 2 基
- ② コンテナ埠頭に隣接して木材蔵置場所：2 面 51,654 m²



(木材土場に集積された木材)



(コンテナヤードの全景 (県提供))

【相談者の取り組み状況】

相談者はファーストミーティング後、関係者と情報共有を図りながら、港湾施設の利用に係る手続きを行うとともに、専門家から現場指導を受けて、虫害材の選別及び土壌除去作業を行うなどした。コンテナ船の配船に合わせ、植物防疫所に輸出検査申請して受検し、植物検疫証明書を取得した。

【相談者の抱えた更なる課題等】

当初予定していたコンテナ船が、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延の影響で配船が1ヶ月以上大幅に遅延することになり、次のような新たな課題が生じた。

- ① 植物防疫所の輸出検査を受けてから、実際の積み込みまで1ヶ月以上空くこと及び夏場であることから害虫が発生し、木材に被害が生じないかなど心配であること。
- ② 仮にそのまま輸出してベトナムで不合格になると消毒等に掛かる経費の全額負担を課せられるばかりでなく、信用問題にもなりかねないこと。

【更なる支援等の内容】

専門家から次の支援を行った。

- ① バンニング済みのスギ材を全てコンテナから搬出し、検品後



(コンテナからの搬出作業)

に再度植物防疫所に申請し再受検する方法がある旨を説明した。また、検品（虫害材除去等）では、専門家が現場指導を行うことができる旨を伝えた。

- ② 更に検品では、害虫発生の抑制を含め、我が国の輸入植物検疫規程に定められている薬剤散布による消毒処理が可能である旨を説明した。

【事業者の対応状況】

相談者はベトナムで不合格になると次回からの取引への影響も考えられるとして、スギ材の全量をデバンして検品後（一部の木材に薬剤散布を実施）、植物防疫所の輸出検査を再び受けた。その結果、合格となり無事輸出できた。

【評価・所感】

当該港では中国、台湾向け木材の輸出は度々あるが、ベトナム向けは初めてであった。ベトナムの植物検疫で不合格になると処理費用は輸出者の負担になることから、輸出者、通関会社、荷役会社、専門家が情報共有しながら輸出を実現させた。

特に輸出が予定より1ヶ月も遅れたことから、コンテナに積載されていたにも関わらず、輸出者は木材を搬出し虫害材の再選別（薬剤散布を含む）を行った。ベトナムではトラブル無く植物検疫は終了したと聞いている。関係者はベトナム向けスギ材の輸出手続きを把握したことから、更に当該港を利用した輸出に期待できる。また、将来的にはベトナム向け以外の国向けのスギ材の輸出にも期待される。



（コンテナに搬入された木材）

事例 07

染色加工技術を利用した熱処理により木材の輸出に取り組む事業者

【相談者の概要】

相談者は古くから 家具・木工の生産の盛んな地域でツキ板化粧合板をはじめとする木材加工製品の製造・販売を営んでいる。近年、スギ・ヒノキの板材や染色ツキ板化粧合板等の輸出にも取り組んでいる。また、新しい技術として、真空加圧含浸装置の加圧工程を染色技術に転用し、他社にないオリジナル商品を開発して海外への販売にも力を入れている。



(真空加圧含浸装置)

【真空加圧含浸装置の概要】

- ① 真空加圧含浸装置：1 基（最大使用圧力 1.37Mpa、内容積 2.28m³、設定温度 80℃）
- ② 加 圧 方 式：液加圧方式・エア－加圧方式

【輸出を目指す目的】

海外 EC サイトに染色ツキ板を 5 年前から出店しており、近年、注文が増加している。昨年度、EU 向けにウイスキー樽用のスギ製材を輸出した際、輸出先国の処理要求（材中心温度 56 度で 30 分以上）を満たした熱処理が必要になり、輸出用木材こん包材の認定を受けている消毒実施者に熱処理を外注して輸出したことがある。

木材加工に使用している自社の真空加圧含浸装置は高温で加工を施していることから当該装置による方法が熱処理として認められれば輸出先への納期短縮や経費削減につながりメリットが大きい。



(染色ツキ板)

【相談者の抱える課題等】

- ① EU などの輸出先国が木材に要求する熱処理消毒について、自社の真空加

圧含浸装置による措置でも消毒処理として認められないか知りたい。

- ② 認めて貰うためには、どこにどのような書類を提出し、どのような手続きをすればよいか。

また、消毒処理施設として認められるためにはどのような設備を具備する必要があるのかなどを知りたい。

- ③ 将来的に海外に木材の輸出を拡大していきたいが、輸出先国の植物検疫条件（スギ・ヒノキ製材）が分からない。

【支援等の内容】

専門家から相談者に対して次の説明を行うとともに日本からスギ・ヒノキ製材を輸出するに当たり、諸外国の要求する植物検疫条件及び植物防疫所が公表している輸出検査数量を整理して配布した。

なお、植物防疫官による当該処理に係る施設調査に専門家も同席して支援することとした。

- ① 植物検疫条件は、輸出先国（地域）、輸出品目により個別に設定されている。具体的な処理方法を示していない国等向けに輸出する場合は、事前に輸入者を通じて輸出先国の植物検疫当局に詳細な検疫条件を確認する必要がある。



（施設調査の様子）

- ② 輸出用木材こん包材の消毒実施者として認定を受けてない事業者であっても、予め、植物防疫官による熱処理施設に関する書類審査や実地調査により熱処理が有効であると判断された場合は、消毒処理施設として認められると聞いている。



（温度センサー）

＜（参考）審査に必要な主な資料＞

- ・処理施設の仕様（処理能力、自動温度記録装置の有無、温度センサーの校正状況など）を記した書類
- ・過去の処理における荷口明細・処理内容（寸法・材厚・結束厚・処理温度・処理時間など）を記した書類
- ・工場内見取図（含浸装置の設置場所・貨物の保管場所・加工場所）

- ③ 温度センサーについては、定期的にメンテナンス（校正など）を行うことが推奨される。
- ④ 実際に熱処理を実施する際は、適切な処理内容であることを植物防疫官が確

認するため、処理温度、時間、材の寸法などがわかる処理計画を事前に提出する必要がある。

- ⑤ 熱処理には植物防疫官が立ち会うことから事前の日程調整等が必要である。また、植物防疫官は、熱処理が適切に実施されたことを施設に設備された自動温度記録装置で打ち出された温度チャート紙により確認することから、チャート紙を提出する必要がある。



(エアー加圧式液剤浸漬用バット)

- ⑥ 輸出検査は植物防疫所で行うが、植物防疫官が必要と認める場合は、植物の所在地において行うことができる。また、検査の日程については、植物防疫所と事前の調整が必要である。

表 1 輸出先国別の検査数量統計

	2019		2020		2021	
仕向国	スギ属(m3)	ヒノキ属(m3)	スギ属(m3)	ヒノキ属(m3)	スギ属(m3)	ヒノキ属(m3)
イタリア	1	1				
インドネシア	37	20,581	15	21,305		25
オーストラリア	63	22				
オランダ	3					
カナダ		20	51			
スウェーデン			1		1	
スリランカ	52					
タイ	321	52	389	51	237	98
ニュージーランド	3					
ノルウェー	1	1				
ハワイ諸島				23		
フィリピン	22,469	233	19,687	263	8,760	99
フランス	1		1		1	
ベトナム	4,528	7,703	16,195	7,494	7,675	1,805
マレーシア			116			
英国			11	17		
台湾	70,984	6,330	81,489	7,706	33,724	2,039
中国	1,000,374	124,725	1,062,279	137,999	365,265	45,162
米国		9		57		
合計	1,098,837	159,677	1,180,234	174,915	415,663	49,228

(植物防疫所 HP データから作成 (2021 年は 4 月までの実績))

表2 スギ・ヒノキ製材の検疫条件一覧（貨物輸送）

仕向国	スギ製材・ヒノキ製材
台湾	日本での輸出検査は不要です。
中国	日本での輸出検査は必要です。
ベトナム	日本での輸出検査は必要です。
フィリピン	フィリピン政府当局が発行した「SPS IMPORT CLEARANCE」に基づく、①熱処理、②キルンドライ処理、③臭化メチルくん蒸のいずれかの処理及び日本での輸出検査が必要です。
カナダ	①熱処理、②臭化メチルくん蒸のいずれかの処理及び日本での輸出検査が必要です。
EU 諸国	①ヒゲナガカサザの飛翔期間（4月～11月）に輸出する場合は、臭化メチルくん蒸・防腐処理・キルンドライ処理のいずれかを実施、②未飛翔期間（12月～3月）に輸出する場合には、熱処理（材の中心温度 56℃、30分以上）の実施及び日本での輸出検査が必要です。
米国	日本での輸出検査は不要です。 ※米国政府当局が発行した「輸入許可書」に基づく、検疫条件を満たす必要があります。 民間機関の処理証明で現地の受入れが可能か事前に確認しておく必要があります。
インド	（スギ製材） インド政府当局が定める輸入可能な樹種（Cedar spp.（商業用））にニホンスギが該当する場合は、日本での輸出検査が必要です。ニホンスギが該当するかは、輸出前に現地確認しておく必要があります。 ※インド政府当局は、2021年3月10日付けで法改正しており、輸出前の消毒条件はなくなったようですが、必要に応じて、現地くん蒸が実施されとのこと。 （ヒノキ製材） 情報がありません。輸出前に現地確認しておく必要があります。
イギリス	EU 諸国と同一条件

- ・各国の検疫条件は、変更されることがありますので、輸出前の確認が重要です。
- ・過去に輸出照会のあった輸出先国の検疫条件を整理しています。

【相談者の対応状況】

相談者は、専門家の助言を踏まえ、関係書類を揃えて植物防疫官による消毒処理施設の実地調査を受けた。その結果、当該真空加圧含浸装置を用いた熱処理が有効と認められた。それ以降、EU向けのツキ板材の輸出はないものの、カナダ向けについては、取引関係者等と体制を構築のうえ、当該装置を用いて消毒処理を行い継続的に輸出している。

一方、インドなど他の国向けについては、引き合いが非常に強いもののコロナ禍やウッドショック等による価格高騰などの影響もあり、これまでのところ輸出に至っていない。

【評価・所感】

相談者は、カナダの顧客とオンラインで交流を深めるなど、積極的かつ友好的な関係を構築しており、ツキ板材の継続した輸出が見込まれている。

その他の国向けでは、引き合いもあることからコロナ禍や原材料などの高騰等が落ち着けば、輸出したい意欲を持っており、更なるツキ板材の輸出増が期待される。

当該事業においては、事業者の相談に応じて、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援をしていくこととする。

事例 08

青果物の輸出に特化した産地形成に取り組む自治体（研修会の開催）

【自治体の取り組み内容】

自治体では、輸出拡大を図るため今年度の新規事業として、マーケットインの視点から輸出先国の需要に対応できる青果物の産地形成支援に取り組んでいる。

当該事業では、タイ向けにシャインマスカットの輸出に既に取り組んでいる生産者をモデルにすることとしているが、タイでは、2020年8月1日から輸入される青果物の残留農薬検査を強化するなどとしており、近年、食品の残留農薬を取り巻く状況が変化している。

このため、当該事業への参加を目指す生産者は、農薬使用に高い関心を持っており、自治体への残留農薬に関する相談も寄せられている。

これらの状況を踏まえ、自治体としては、タイ向け青果物に係る残留農薬規制に関する研修会を開催し、生産者に知識を養ってもらふ必要があると考えている。また、研修会を単発のものにするのではなく、生産者からの相談に個別に対応するなど、自治体と産地が一体となって栽培体系を構築し、2年後を目途に輸出産地の形成が実現できるよう進めたい。



（ぶどうの生産園地（相談者提供））

【輸出に当たって自治体が抱える課題等】

輸出に特化した産地形成に取り組む品目として、タイ向けのブドウ及び栽培の盛んなカキを検討しているが、タイでは、多くの農薬で我が国の残留農薬基準値（MRL）より低い数値設定となっているものが多いことから、タイの残留農薬基準に即した農薬の使用と防除体系の確立が課題となっている。

このため、当該事業への参加を目指す生産者等に対して、専門家から①タイの残留農薬の検査強化の概要、②パラコート等の規制強化の内容、③これらの規制に対する日本側での対策などについて自治体主催の研修会において講演をお願いしたい。また、研修会後はそれぞれの品目に応じた輸出用防除暦を作成したいので専門家の継続的な支援も併せて希望したい。

【支援等の内容】

自治体主催の研修会では生産者や関係機関等が参加し、専門家よりタイの青果物に係る残留農薬規制の概要、農薬使用時の留意点などについて講演した。概要は以下のとおり。

（１）タイの青果物に係る残留農薬検査の強化について

- ① タイでは、輸入青果物を「非常に高リスク」、「高リスク」、「低リスク」に分類して残留農薬検査を行うとしている。また、指定された 134 の対象物質については、日本で輸出前に分析した分析結果証明書（COA）を提示すれば検査や通関手続きを迅速化できるが、COA の提示は強制的なものではないとしている。



（講演を行う専門家）

- ② 「非常に高リスク」、「高リスク」のリストは定期的に見直されるため、輸出前に最新情報を確認しておく必要がある。
- ③ COA の発行機関は、タイ政府機関から委託（認証）を受けた分析機関若しくは残留農薬分析に適用される範囲で ISO/IEC/17025 規格の認証を取得した分析機関である。
- ④ 日本での分析方法やその部位については、タイ保健省告示に記載された方法に従う必要がある。
- ⑤ タイで分析した結果、残留農薬基準値を超過した場合は、罰金刑や商品の回収要請、「非常に高リスク」への引き上げなどのペナルティーが輸入者に科せるとしている。
- ⑥ そのリスク回避として日本側での COA 取得があるが、分析費用は輸入者負担となるため、小ロットの輸出であれば利益が見込めない可能性がある。
- ⑦ 残留農薬検査の費用については、農林水産省の補助事業を活用することができる。

（２）パラコート等の規制強化について

- ① タイは 2021 年 6 月 1 日から関係告示が施行され、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、パラコート、パラコートジクロリド、パラコートジメチルサルフェート又はパラコートメトサルフェートの 5 物質について食品からの検出が禁止されている。
- ② これらの物質には食品毎に検出限界値が設定されている。

- ③ タイでの分析で検出された場合、罰金刑や商品の回収要請、「非常に高リスク」への引き上げなどのペナルティーが輸入者に科せられる。

タイの輸入通関時の青果物の残留農薬検査に関するガイドライン

分類	該当品目	対象物質		留置の有無	その他
		通関の方法： 現地での分析	通関の方法：COA提示		
非常に高リスク	リストの特定事業者の生鮮野菜及び野菜	過去に基準値超過した物質	過去に基準値超過した物質	有	現地分析は輸入者負担
高リスク	タイ政府が指定した生鮮野菜及び果物	タイ政府が指定した134物質	品目別にタイ政府が指定した物質	無	現地分析はタイ政府負担
低リスク	「非常に高リスク」「高リスク」に分類されない品目	簡易検査キットによる分析（結果次第でさらに134物質の分析）	タイ政府が指定した134物質	無	現地分析はタイ政府負担

※ 対象品目：全種類の生鮮野菜及び果物（米、麦、茶、乾燥及び冷凍された野菜及び果物は含まれない。）

（農林水産省 HP から）

- ④ 5物質の内、クロルピリポス及びジクワットパラコートについて日本国内で流通している農薬の商品名が農林水産省HPに掲載されている。
- ⑤ 我が国では、クロルピリポスのブドウ、カキでの農薬登録はない。

（3）これらの規制に対する日本側での対策について

- ① 散布機の洗浄不足により前回使用した他の農薬成分が検出されるおそれがある。
- ② 隣接圃場の農薬散布に当たっては、ドリフトの無いように注意が必要である。
- ③ 薬剤調整時には、希釈倍率（濃度）、散布時期や回数を誤らないようにする。
- ④ 複数の成分が混合された農薬もあるので、使用に当たっては注意する。
- ⑤ 日本の農薬取締法に基づいて農薬を使用した場合、タイの残留農薬基準値を超過する可能性もあるが、散布状況によっては必ず超えるとは限らないため、収穫後に残留農薬分析を行うことも一案である。
- ⑥ 分析方法や部位については、タイ側の関係法令に明記されているので、

これらを確認して分析する必要がある。

- ⑦ 使用中の防除暦とタイの残留農薬基準値を専門家が比較し、代替農薬やその商品名などを紹介することもできる。

※ なお、本研修会終了後、自治体から当事業に対して、タイ向けブドウに係る輸外型防除暦の策定に向けた支援依頼があり、当事業から専門家を派遣して、代替農薬(商品名)の紹介や総合的な防除方法などについてオンラインで技術的支援を行った。



(オンライン支援の様子)

【自治体の対応状況】

青果物の輸出に当たっては、残留農薬を考慮した防除暦の作成が望ましい。このため、産地形成に取り組む生産者と自治体の関係機関が連携し、輸外型防除暦の作成に向けた協議を進めている。

今後、生産者等との会合を定期的に行う中で課題解決支援事業の専門家による技術的支援を受けながら、まずは、タイ向けブドウに係る輸外型防除暦の策定及び農薬の発注までを2022年1月中に完了させたいとしている。併せて植物検疫条件に基づく生産園地及び選果こん包施設の登録のほか生産者への広がりについても進めていき、2022年春頃からテスト栽培を開始し、収穫できたものから残留農薬の分析を行うなど栽培体系の確立に向けた検証を重ねて、2023年までに輸出産地の形成を目指すこととしている。

【評価・所感】

本研修会の参加者からは、専門家の詳細な説明により、輸出に当たっての規制、取り組むべき課題等が明確となったとの評価があった。

輸出に当たっては、残留農薬の規制が厳しいハードルであることに変わりはないが、シャインマスカットはタイでの人気も高く売れ行きも好調であることから、これをモデルとした産地形成が実現し、海外での市場認知度、産地のブランド力が高まれば、更なる輸出量の増加が期待できる。

今後、植物検疫条件(生産園地、選果こん包施設)に関する登録手続きについても、順次、進められていくものと考えられ、当該事業においては、残留農薬以外の相談についても、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援をしていくこととする。

事例 09

生産者等を参集したセミナーを開催し、農産物の輸出拡大に取り組む自治体

【自治体が主催したセミナーの目的】

日本国内の食市場は、少子高齢化や人口減少により縮小傾向にある。一方、アジアを中心に世界の食市場は拡大しており、日本産の食材はおいしくて安全であると高い評価を得ている。また、2013 年には「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録され、農産物を始めとした日本産食材の輸出に対して追い風が吹いている。

これらの状況を踏まえ、農産物の一層の輸出拡大に向け、セミナーを開催することとする。セミナーでは、経営基盤の強化のための販路拡大策として、海外に目を向け、農産物輸出に関する基本的な情報や支援方策、具体的な取組事例、オンライン輸出商談のスキルアップなどについて講演等を行っていただき、新たな輸出取組の掘り起こしを行う。

【セミナーの内容】

1. 対象者：農産物及びその加工品の輸出に取り組みたい方や事業拡大を考えている方など輸出に関心を持っている方
2. 方法：オンライン開催
3. 内容：
 - ① 輸出に取り組むためのオンライン商談スキルアップに係る講演
 - ② 初めての輸出取組についての事例紹介
 - ③ 輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準値に係る講演

セミナー内容のうち、③に係る講演について課題解決支援事業の専門家に講演をお願いする。①については JETRO 山形に、②については輸出事業者それぞれ講演をお願いしている。

【専門家の説明内容】

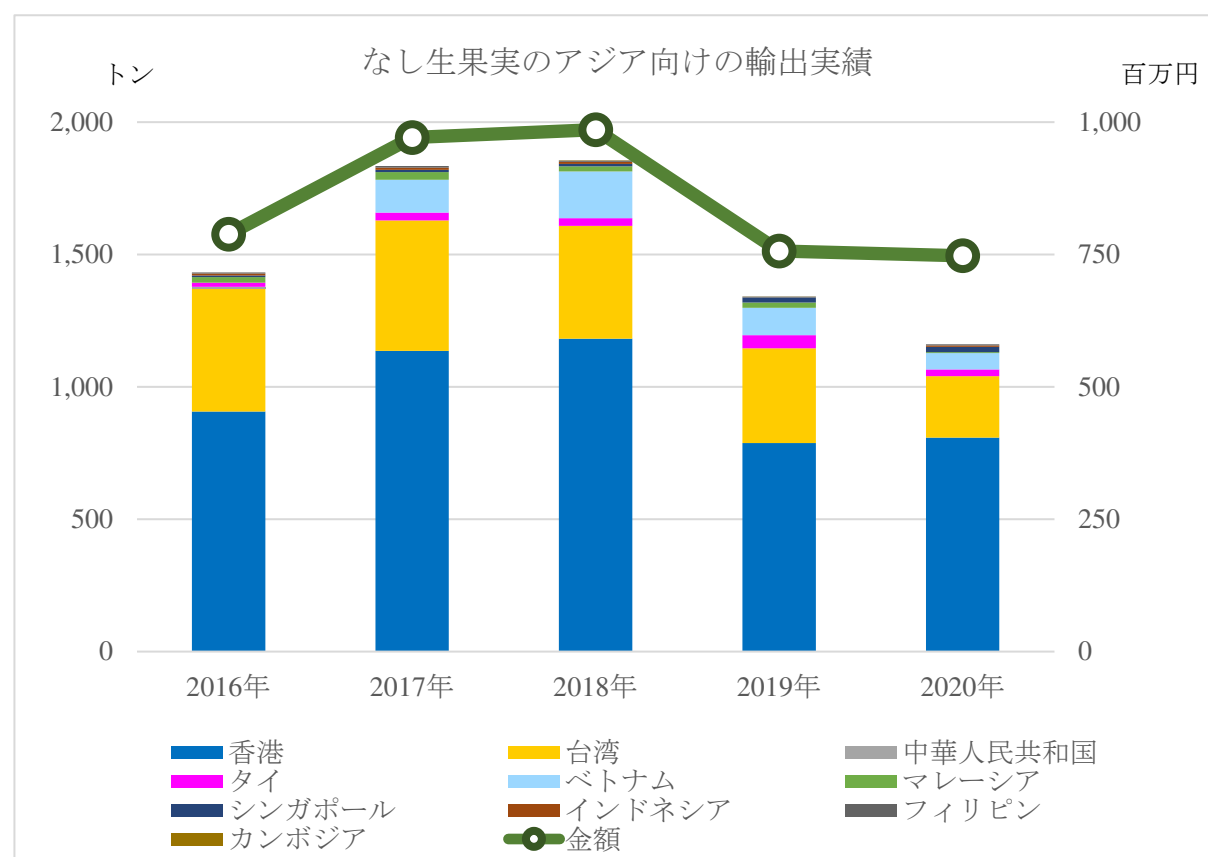
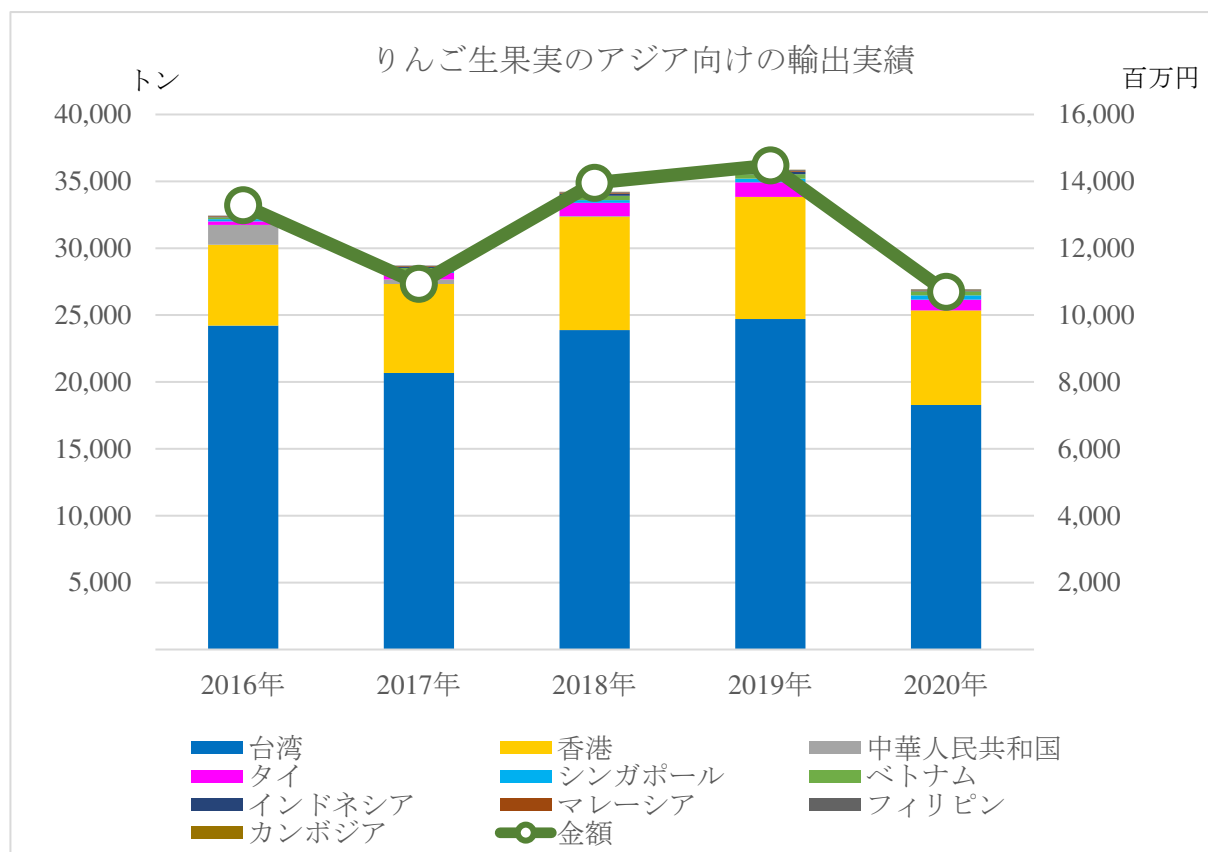
次の事項について資料に基づき説明した。また、チャットを用いて、課題解決支援事業を実施しており、専門家を無償で派遣又は相談対応できることを参加者に案内した。

- ・ 検疫（Quarantine）とは
- ・ 侵入病害虫による被害の歴史
- ・ 植物検疫とは
- ・ 輸出検疫の流れ

- ・ 諸外国の植物検疫要求の主な内容
- ・ 農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
- ・ 国別（台湾、タイ、ベトナム）の品目別検疫条件
- ・ 台湾向けりんご、なし、もも、すももの検疫条件の詳細
- ・ 各国のりんごに係る検疫条件比較
- ・ 農薬の残留農薬基準とは
- ・ 残留濃度の変化要因
- ・ 輸出用防除体系構築フローチャート
- ・ 各国の残留農薬基準値（MRL）の確認方法及び取扱い並びに分析結果等
- ・ 台湾での輸入食品検査の不合格事例
- ・ 輸出向け日本産青果物に係る残留農薬基準の遵守
- ・ 我が国輸入食品の検査
- ・ りんご及びなしの輸出実績

The top screenshot shows a Zoom meeting with a presentation slide titled "農産物を輸出するために『輸出植物検疫と残留農薬』" (To export agricultural products, 'Export plant quarantine and residue pesticides'). The slide features illustrations of a plane, a ship, and fruit. The bottom screenshot shows a slide titled "9. 農薬の残留基準とは" (9. What are pesticide residue standards?). This slide explains the concept of residue standards, the methods for setting them (based on ADI or MRL), and the importance of adhering to them for export. Both slides are from the Japan Plant Quarantine Association (JPQA).

(オンラインで説明する専門家)



（財務省貿易統計データから作成）

【参加者からの質問等】

Q 輸出植物検疫に要する時間は、どのくらい掛かるのか。

A 植物の種類や輸出先国の検疫要求によって変わるが、通常は数十分から1～2時間程度とあっていただければ良い。ナミクキセンチュウの検査を要する場合などは更に1昼夜の時間を要することもある。

【評価・所感】

当該セミナーには生産者や輸出者の他関係者 53 名が参加し、農産物の輸出への関心が非常に高いことが伺われた。課題解決支援事業では、自治体等が開催する農産物輸出に係るセミナーなどに講師派遣を積極的に行うなど対応していくこととしている。また、セミナー後には参加者などから寄せられる個別の相談等にも内容に応じた必要な専門家を派遣するなど引き続き支援を継続することとしている。



(講演する専門家)

事例 10

タイ農産品等輸出研究会（勉強会）を開催し、地元農産物の輸出促進に取り組む事業者

【事業者が主催した勉強会の目的】

タイ市場では、日本産農産物・食品の市場拡大が進んでいる。しかしながら、地元地域の農産品生産者、食品メーカーにおいては、植物検疫等の対策・準備、現地インポーターとのマッチング等ができていないため、実際の輸出につながっていない現状にある。このため、タイ現地の市場情報、輸入手続きや通関情報、展示会情報、輸出手続き等に関し、理解促進を図るとともに事業者のマッチング機会を提供し、近隣の国際空港等の利用拡大と農産品輸出を促し、地域農業の発展に寄与したい。

【勉強会の概要】

- 1 対象者：生産者、関係自治体
- 2 方法：ZOOM によるオンライン及び説明会場での開催
- 3 内容：
 - ① タイの日本産農産物・食品市場の現状紹介
 - ② 植物検疫等の準備・手続きに係る講演
 - ③ 農産品輸出の実務・取引事例の紹介
 - ④ 輸出における施設認定等検査支援事業に係る補助事業の紹介
 - ⑤ 近隣国際空港の近況と利用促進協議会の支援プランの紹介

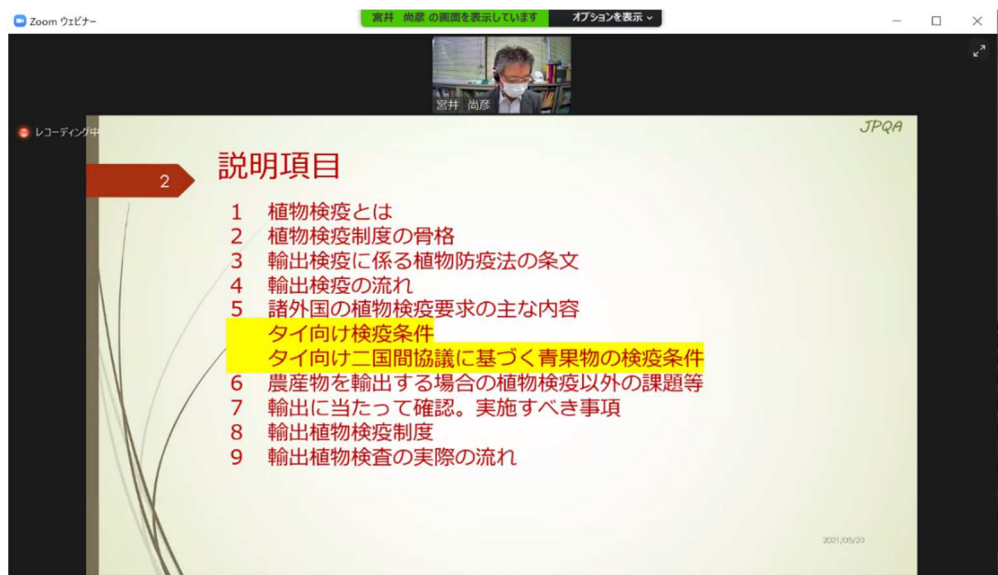
課題解決支援事業の専門家は、②を担当し、①については JETRO バンコクの担当者が、③については、輸出事業者が、④については、地方農政局の担当者が、⑤については近隣国際空港の事業者がそれぞれ担当し、講演等を行った。

【専門家の説明内容】

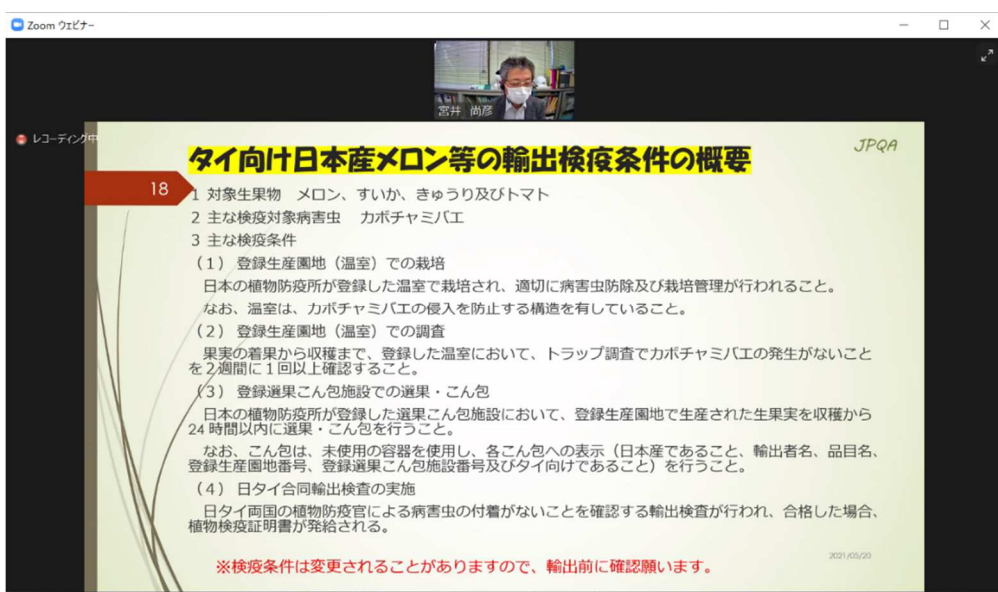
専門家はオンラインにより、以下の内容について資料を配布のうえ説明した。また、リーフレットの配布とオンラインによる情報提供時に、支援事業の内容、専門家の派遣について参加者に案内した。

- ・植物検疫の目的
- ・植物検疫の概要
- ・植物防疫法における輸出検疫の条文
- ・輸出検疫の流れ

- ・ 諸外国の植物検疫要求の概要
- ・ タイ向け品目別検疫条件 URL の案内
- ・ タイの検疫条件の概要
- ・ タイ向け青果物（かんきつ類、リンゴ等、メロン等）の二国間協議に基づく輸出検疫条件の概要と検査の流れ
- ・ 農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
- ・ 残留農薬に関する情報
植物ごとの残留農薬基準値（MRL）、MRL に関する各国、地域の情報入手方法等
- ・ タイにおける輸入青果物に対する農薬規制
- ・ タイ向け青果物の選別及び梱包工程を行う施設に対する規制



（説明する専門家と説明項目）



（輸出検疫条件を説明する専門家）

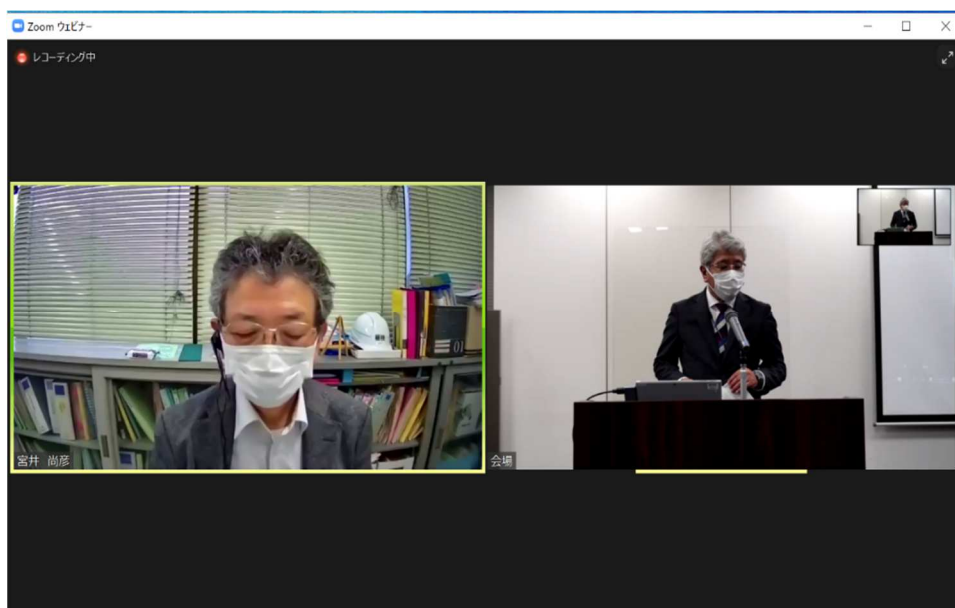
【評価・所感】

当該勉強会には、90名の参加があり、主催者発表の参加者アンケート結果は次のとおりであった。

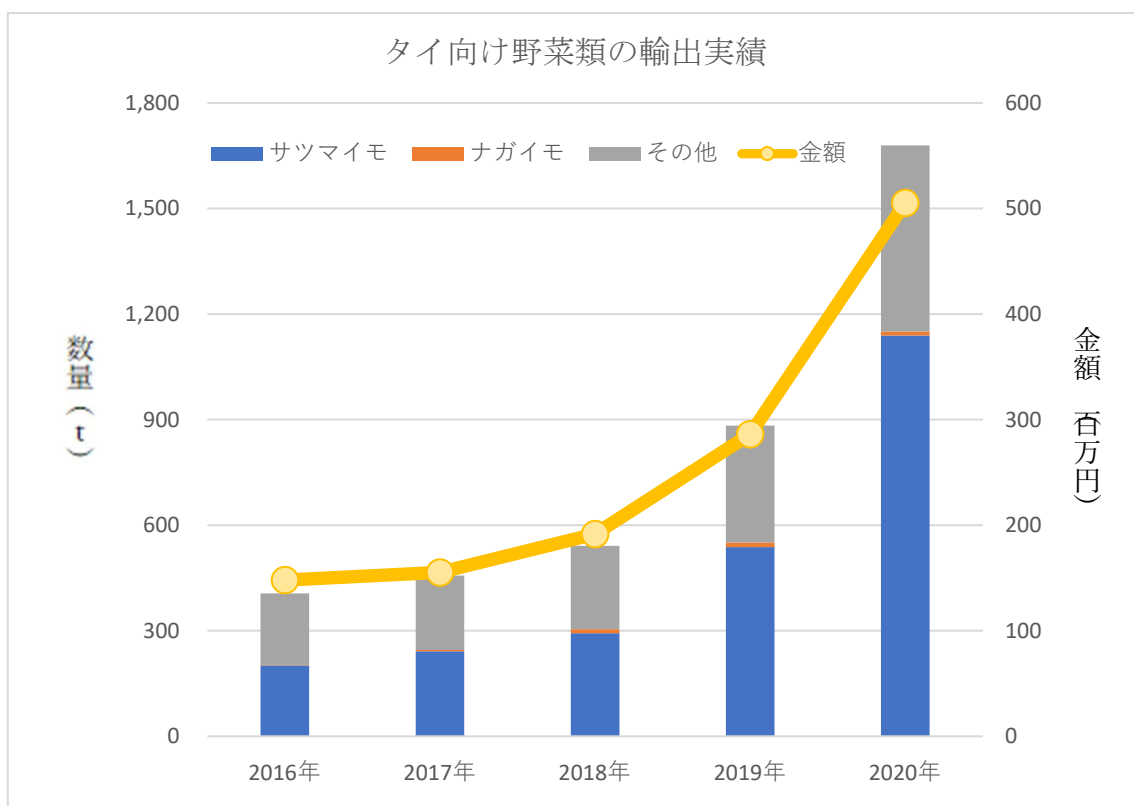
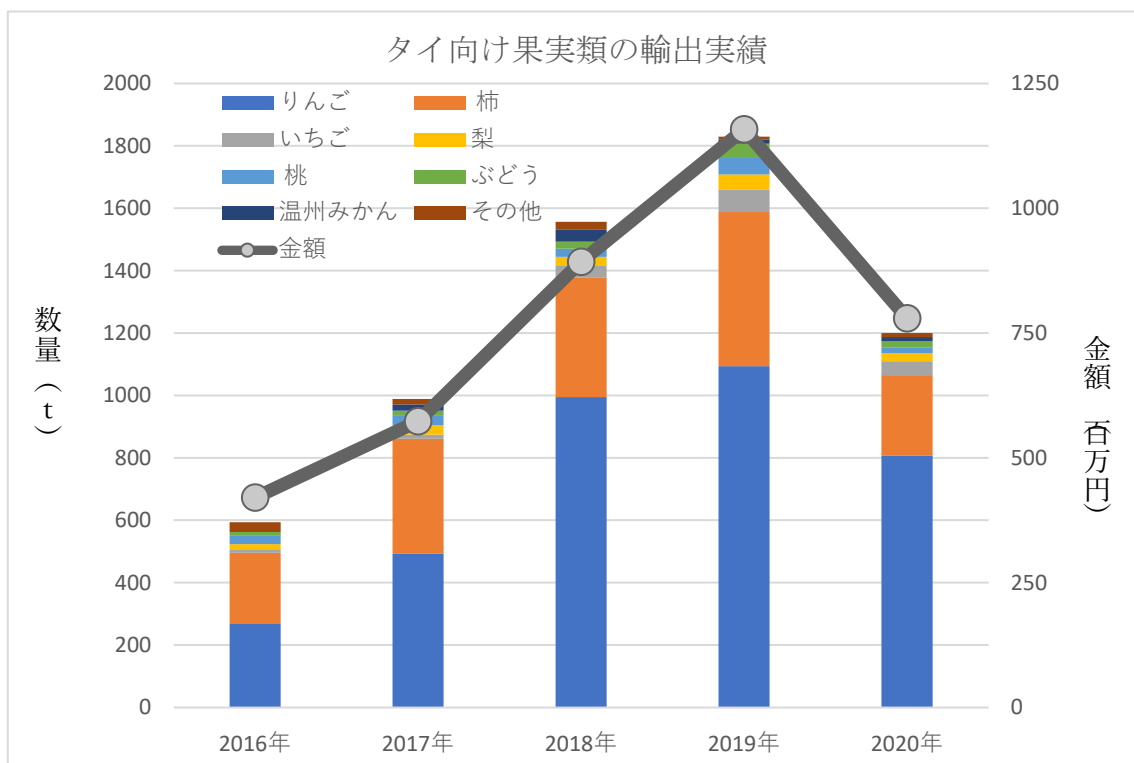
- ① 82.4%の参加者が勉強会に満足している。
- ② 今後の勉強会で取り扱ってほしい品目（複数回答）では「生鮮野菜・果物（本セミナー内容をさらに詳しく）」が57.6%、他に肉・鮮魚が42.4%である。
- ③ 今後の勉強会で取り扱ってほしい制度・取引関係（複数回答）では、「生産、貿易関係の手引き・実務（本セミナー内容をさらに詳しく）」が60.6%、「現地の販売先・取引先の情報」が54.5%、「現地の市場動向」が51.5%である。
- ④ どのような企画に関心があるか（複数回答）に対して、「今回のようなリモート勉強会の継続実施」87.9%となっている。

以上のアンケート結果からもわかるように、生鮮野菜・果物に関して詳細な情報提供を多くの方が求めており、また、多数の方が類似のセミナー、勉強会の開催を要望している。

課題解決支援事業では、新型コロナウイルスの世界的な拡大の影響で、2020年は青果物の消費が落ち込んだり、輸送機器が減少したりしたため、輸出量が伸びない現象も見られたが、地域農産物の輸出促進に向け、勉強会やセミナーなどに積極的に参画するとともに、参加者や関係者から個別の相談があった際には継続的な支援をしていくこととしている。



（リモートにより説明する専門家、説明会場の主催者）



(財務省貿易統計データから作成)

事例 1 1

令和3年度GFPグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業を推進する事業者

【事業者の概要】

当該事業者は、農政局が実施する農林水産物・食品の輸出のための効率的な物流を構築するための「令和3年度GFP グローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業」を請負、農産物の試験輸送等の実施、輸出に関心のある農林水産物・食品事業者等を対象としたセミナー動画及び輸送促進に係るリーフレットの作成を行うこととなった。

【事業の推進に当たって事業者が抱える課題等】

委託事業で実施する試験輸送では、ロシア、オーストラリア、アラブ首長国連邦（UAE）向けに花き（キク、グロリオサ、スイートピー）を輸出することとなるが、輸出先国の検疫条件、農薬や病害に関する各国の規制情報を知りたい。

【支援等の内容】

事業者が産地等でヒヤリングするにあたり、輸出先国の検疫条件、農薬や病害に関する各国の規制状況を関係者で共有したいとして専門家派遣の要望があり、打合せ会において輸出植物検疫の概要、主な輸出先国のキクの検疫条件などについて説明した。

（1）参加者：

生産者団体、農政局の担当部署、関係県の担当部署の担当者

（2）説明内容：

① 植物検疫・輸出検疫の目的

植物検疫は、自国の領域に病虫害が侵入し、又はまん延することを防止することを目的としている。

我が国の植物防疫法では、輸入国がその輸入につき輸出国の検査証明書を必要としている植物が、当該輸入国の要求に適合していること



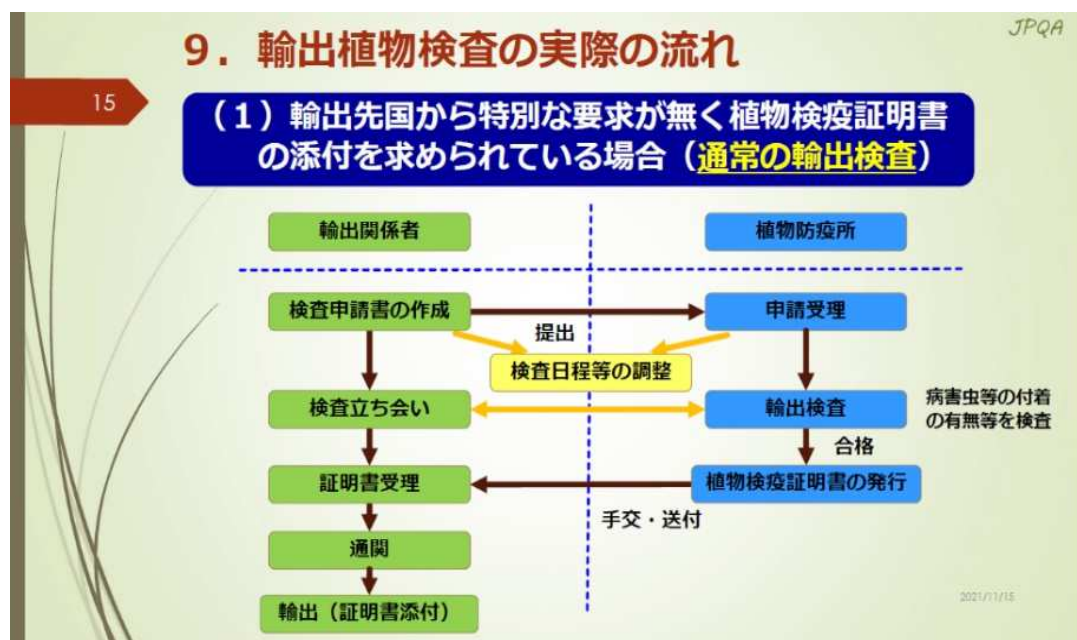
（関係者との打ち合わせ会で説明する専門家）

について検査を受け、これに合格した後でなければ、輸出してはならないとされており、我が国の病害虫が輸出先国に持ち込まれないよう、輸出先国の要求等に応じて輸出検査が実施されている。

② 輸出検査の手続き

輸出検査は、原則として植物防疫所で受検するが、生産地、集荷場所等でも受検することができる。輸出関係者は輸出検査に立ち会うことが必要である。

輸出前の消毒が必要な植物については、輸出検査に先立ち実施し、植物防疫官の立会いが必要である。



(打合せ会資料：輸出植物検査の流れ)

③ 諸外国のキクに対する検査条件

今回輸出する予定のロシア、オーストラリア、UAEはすべて輸出検査を受ける必要がある。オーストラリアについては、輸出前に消毒等の措置が必要である。UAEについては、輸入許可証を取得する必要がある。

なお、今回の輸出先国とはなっていないが、アメリカ向けについてはキク切り花の場合、白さび病及びハモグリバエ類を対象とした栽培地検査を受ける必要がある。

④ 切り花で使用する農薬に関する残留規制

残留農薬に関する規制は、食品として流通する農産物等に適用されており、国際的には CODEX の中で農産物に対する残留農薬基準値が示されて

いるが、残留農薬基準値は、国により異なっている。CODEX 及び我が国においては、切り花に対する残留規制は行われていない。

キク切り花の検疫条件（主な国）

輸出先国	検疫条件
カナダ	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
シンガポール	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
香港	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
ロシア	Q 日本での輸出検査が必要です。
UAE	Q 日本での輸出検査が必要です。
タイ	Q 日本での輸出検査が必要です。
ベトナム	Q 日本での輸出検査が必要です。
中国	Q 日本での輸出検査が必要です。
韓国	Q 日本での輸出検査が必要です。
台湾	Q 日本での輸出検査が必要です。
オーストラリア	Q 7箱又は東以上の場合は、殺菌・殺虫処理又は臭化メチルくん蒸を行い、不活化処理及び輸出検査が必要です。（6箱又は東以下の場合は、すべての腋芽を除去又は茎を花から5cm以下に切ることで、日本の輸出検査を受けずに輸出できます。）
USA	Q 日本での栽培地検査及び輸出検査が必要です。
EU	Q 日本での栽培地における検査及び輸出検査、又は消毒及び輸出検査が必要です。
マレーシア	PQ マレーシアが発給する輸入許可証の取得及び日本での輸出検査が必要です。
ブラジル	× ブラジルが検疫条件を設定していないため輸出できません。
NZ	× ニュージーランドが輸入を禁止しています。

2021/11/15
植物防疫所のHPにある各国の品目別検疫条件を抜粋し、整理しました。詳細はご紹介ください。

（打合せ会資料：キク切り花の検疫条件）

【評価・所感】

打合せ会終了後、生産者団体の集出荷施設を訪問した。同団体は日本一の輪菊産地で国内では1／3のシェアを占めている。集出荷施設では生産者が収穫したキクを持ち込み、徹底した品質確認後、出荷されている。出荷までの保管は一定温度で管理し、同一温度下で輸送し、花にストレスを与えない方法がとられている。また、バーコードによりトレースできる体制がとられている。

同団体では、今後ベトナム向けへの輸出や国際園芸博覧会への出展を予定しており、輸出に当たっては、品質に注意しつつ、満開状態だけではなく、国内流通企画での輸出を計画している。今後、花の開き具合（開花状況）を調査する必要があるとしている。

今回の事業では開花ステージも調査



（出荷状況）

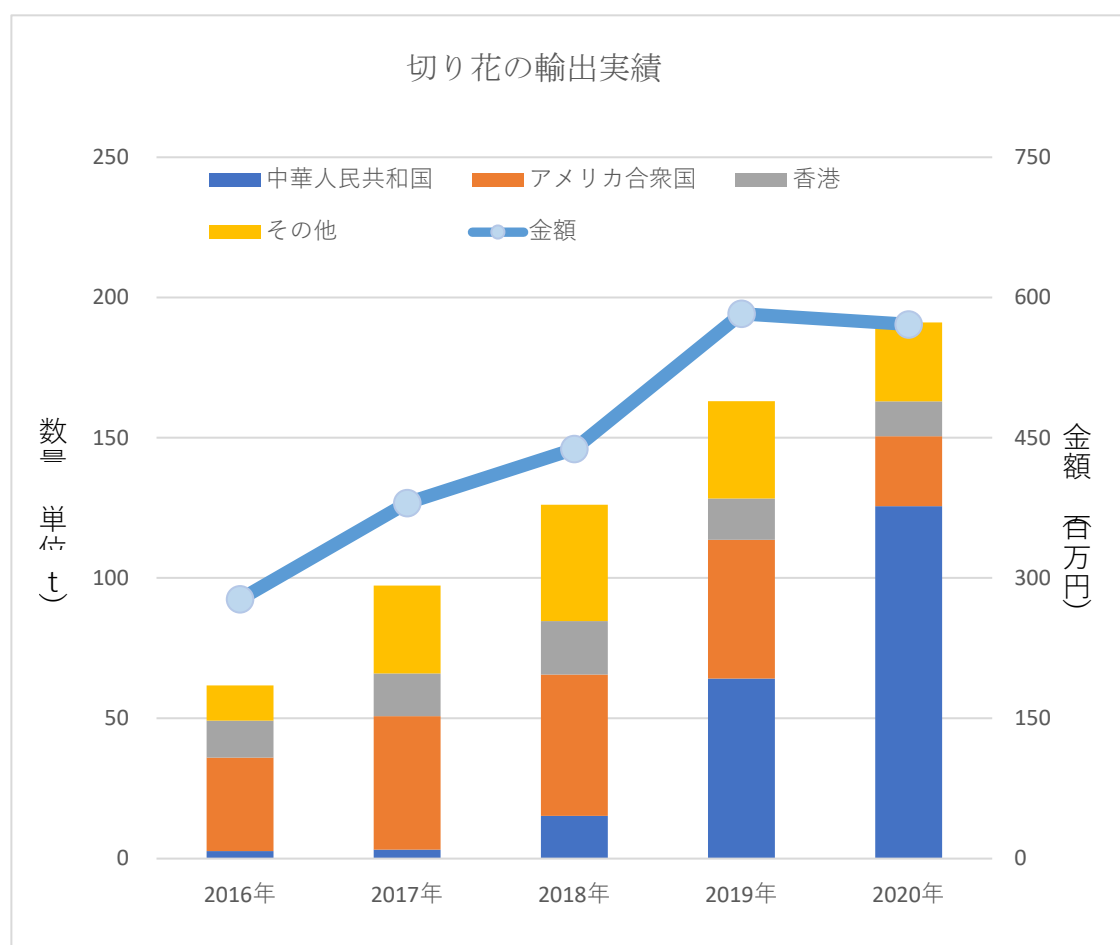


（市場向け荷物のこん包のバーコード表示）

項目に入っていることから、調査結果が期待される場所である。

また、打合せ会に出席した関係県からは、後刻、説明した3か国以外の国に対するキクの輸出検疫条件に関する照会があった。同団体、関係県とも全国有数のキクの生産地からの輸出に向け積極的な動きがみられることから、今後も支援を行っていくこととしている。

なお、当該事業者は同地区内での農産物の輸出促進に向けたコンサルティングを行っており、この事業以外でも、課題解決支援事業を活用している。併せて農産物輸出促進に向けて支援を継続することとしている。



(財務省貿易統計データから作成)

農産物輸出課題解決支援事業事例集

2022 年 3 月発行

発行所 一般社団法人 全国植物検疫協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3
伊田ビル

TEL 03-5294-1520

FAX 03-5294-1525

